以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。次項において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十二条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　（略）

（危険物運送届）

第百十五条　船長は、第百十一条第一項各号に掲げる危険物を運送する場合であつて同条第二項第八号に該当するときは、船積前に危険物運送届（第十五号様式）を最寄りの海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署。以下同じ。）の長（湖川にあつては、船積地を管轄する地方運輸局長）に提出しなければならない。ただし、港則法第二十二条第四項の規定により許可を受けた場合又は第百六条第一項の規定により放射性物質等運送届を提出した場合は、この限りでない。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第八条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（航海用具の備付け）

第八十二条　小型船舶（係留船を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。

一　非自航船（推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。）及びろかい舟以外の小型船舶に対するもの

航海用具の名称	数量						摘要
	近海以上の航行区域		沿海区域		平水区域		
	汽船	帆船	汽船	帆船	汽船	帆船	
（略）	（略）						（略）

備考

一～五　（略）

改正前

（航海用具の備付け）

第八十二条　小型船舶（係留船を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。

一　非自航船（推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。）及びろかい舟以外の小型船舶に対するもの

航海用具の名称	数量						摘要
	近海以上の航行区域		沿海区域		平水区域		
	汽船	帆船	汽船	帆船	汽船	帆船	
（略）	（略）						（略）

備考

一～五　（略）